

令和5年6月21日

### Ⅲ：更生保護施設等に対する就労支援に関する助成金募集要項

公益財団法人 清心内海塾

#### 1 趣旨

刑期終了者、受刑者、少年院在院者（以下『刑期終了者等』という。）に対する就労支援は、その者が健全な社会生活を営むうえで基礎となる就職・就労に直接結びつくものであり、また、健全な社会生活は再犯・再非行を防止することはもとより、結果的に安心・安全な国づくりにも結びつくものであると考えます。

当財団法人では、このような認識のもと、刑期終了者等に対して健全な社会生活を営めるよう支援している更生保護施設や受刑者や少年院在院者に対して就労意欲の喚起を図る活動などを行っている団体に対して、少しでもより充実した支援の助力となるように助成することとします。

#### 2 助成の対象及び期間

刑期終了者等に対して、再犯防止と健全な社会生活を営めるよう支援している更生保護施設

受刑者や少年院在院者に対して、その者の改善更生や立ち直りを支援している団体及び施設

期間:令和5年8月～令和6年3月

#### 3 助成の内容等

- (1) 就労に役立つ教材を助成します。資格・免許を取得するための書籍（DVDを含む）に限らず、これに関連する参考書・問題集・辞典等を含めます。また、社会人としてのマナー取得、職業人としてのスキルアップなど、資格・免許の取得には直接関係のない書籍であっても、就労に役立つ一般常識的な書籍であればこれも助成の対象に含めます。上記教材に係る費用を当財団法人が負担する方法で助成します。
- (2) 上記(1)の教材等の周辺機器・機材等を助成します。上記(1)の教材等を活用する上で必要となるパソコン、DVDプレイヤー、液晶ディスプレイ、工具類、その他機材等を含めます。上記機材に係る費用を当財団法人が負担する方法で助成します。
- (3) 職業訓練における外部講師、有識者等の招聘に関して助成します。資格・免許を取得するための各種職業能力の開発・向上などを実施する上で、専門的な知識を有する外部有識者の招聘に費用が生じる場合には、その費用を当財団法人が負担する方法で助成します。

- (4) 更生保護法人に対して、刑期修了者等の生活支援に必要な生活必需品に係る費用を当財団法人が負担する方法で助成します。
- (5) 上記の助成については、複数件を申請することも可としますが、選考の結果、不採用となる場合があります。

#### 4 申請手続等

- (1) 所定の申請書に記入の上、期日までに当財団法人までFAX又はメールにて送付願います。当財団法人にて選考を行います。
- (2) 申請書は当財団法人のホームページからダウンロードできます。
- (3) 書籍等にあつては、その題名、出版社、金額及び必要冊数を明記してください。
- (4) 周辺機器・機材等にあつては、具体的な機器名、メーカー、金額及び必要台数を明記してください。
- (5) 外部有識者の招聘にあつては、その方の名前、所属団体等及び招聘時期、講義内容、講義時間、時間単価等を明記してください。

#### 5 募集期間

令和5年6月29日から令和5年7月19日まで

#### 6 選考方法

申請書を当財団法人にて審議し、次の着眼点により選考します。

- (1) 公益性を有するもの
- (2) 社会的要請が高いもの
- (3) 当財団法人の目的と合致するもの
- (4) 助成の効果が継続的であるもの
- (5) 助成の効果が分かりやすく大きいもの
- (6) 助成先に特別の利益を与えるものではないこと

#### 7 選考結果の通知と助成の実施

選考結果が決まり次第、応募いただいた団体にFAX又はメールで連絡し、選考された団体に対して助成を行います。

なお、選考された団体名等は、当財団法人のホームページに掲載させていただきます。

#### 8 申請内容の変更について

提出した申請内容に変更が生じた場合は、その旨速やかに事務局に連絡してください。変更の内容によっては助成決定を取り消し、助成した費用の返還を求められることがあります。

## 9 留意事項

- (1) 申請内容を確認するために、当財団法人から照会する場合がありますので、担当者名を明記してください。
- (2) 本件申請が採用となった団体については、助成の具体的な実施方法、実施時期等について、別途協議させていただきます。
- (3) 助成の実施までには、一定期間を要することから、外部有識者の招聘にあっては希望する招聘時期に特に留意してください。
- (4) 助成の実施に当たっては、当財団法人からの助成である旨の表示をお願いする場合があります。当財団法人のホームページに助成対象事業の記事や写真を掲載させていただく場合があります。
- (5) 助成の進捗については、別に定める様式に従った報告書を2度ご提出いただきます。中間報告を令和5年12月末までに、完了報告を令和6年3月末までにご提出ください。不適切な用途があった場合は助成金の返還を求めます。

以上

(問い合わせ先・申請先)

公益財団法人 清心内海塾 事務局 助成係 ( 担当 : 末松 )

〒144-0043 東京都大田区羽田 5 丁目 3 番 1 号 スカイプラザオフィス 10 階

電話 03-6423-9316、FAX 03-6423-6016

E-mail [u-info@s-utsumijuku.or.jp](mailto:u-info@s-utsumijuku.or.jp)、ホームページ <https://www.s-utsumijuku.or.jp>